

平成 23 年度 第 2 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 23 年 5 月 31 日（火）17:00～18:45

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 11 階 総務省第 3 特別会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 草野委員 吉山委員
（総務省）内山総務大臣政務官

田中行政評価局長 宮島年金業務監視委員会事務室長 讃岐総務課長
平野評価監視官 明渡評価監視官

（厚生労働省）大塚厚生労働副大臣

榮畑年金局長 石井年金管理審議官 古都総務課長
藤原事業企画課長 梶尾年金課長 中村事業管理課長
榎本年金記録回復室長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 矢崎理事 石塚理事 片岡経営企画部長
伊原記録問題対策部長 町田国民年金部長

4 議事次第

厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

5 会議経過

(1) 第 3 号被保険者不整合記録問題について

○ 最初に、厚生労働省から、資料に基づき、社会保障審議会第 3 号被保険者不整合記録問題対策特別部会報告書の概要説明があった。

○ 続いて、大塚厚生労働副大臣から、同報告書の「おわりに」部分に関連して、以下の説明があった。

- ・ 社会保障審議会に特別部会を設置し、検討結果を得ることができたのは、年金業務監視委員会が意見をまとめられたことによる。
- ・ 現在、法案作成のプロセスに入っており、与野党とも相談しながら進めている。今後は国権の最高機関である立法府の議論にお任せいただき、立法措置の下で、可能な限り不整合記録を正しく訂正するようしっかり取り組んでいきたい。
- ・ また、再発防止策を進めるためには、「運用 3 号」の取扱いが行われることとなった経緯とともに、その背景にある年金行政の長年の経緯も含めて調査が必要と考えており、この調査を実施するため、外部有識者で構成する特別な調査チームを近々に作り、年内には調査結果を取りまとめる予定である。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 不整合記録問題対策を運用で行うのは違法の疑いがあり、年金行政に大き

な混乱を生じさせたこのような問題が起きた事実関係を検証して明らかにすべきとの当委員会の指摘に対し、第三者の有識者を含めた調査チームによって、不整合記録問題が生じた経緯のみならず、年金行政に関する問題、背景なども含めて調査をすとの厚生労働省の対応は適切であり、高く評価したいとの意見があった。

- ・ 過払い分の返還方法や特例追納の対象期間等についての意見に対して、今後、立法府において議論、整理されることとなるとの回答があった。
- ・ 不整合記録問題の解決を運用で行うとしたことは、十分な事実の把握ができていなかったことに加えて、政務三役の関与が不十分であったことが考えられるので、この点も調査チームで検証していただきたいとの意見があった。
- ・ 年金に対する国民の信頼を損なうことのないよう第二の不整合記録のような問題が無いか確認しているのかとの質問に対して、旧社会保険庁職員及びOBに一昨年実施したアンケート調査により、不整合記録問題が発覚したものである。改めて、年金記録回復委員会の委員に御意見や情報の提供をお願いしているところであるとの回答があった。
- ・ 特別部会の取りまとめの方向で、立法措置がとられることを期待するとともに、第三者を交えて十分な調査が行われるよう期待したいとの意見があった。

(2) 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せについて

○ 大塚厚生労働副大臣から、突合せ事業の今後の進め方等について、以下の説明があった。

- ・ 突合せ事業は、民主党マニフェストで、平成 22、23 年度が集中処理期間となっており、現在鋭意進行中である。
- ・ 突合せで回復される国民の権利とそれにかかる費用の問題について、いろいろな議論があるが、特定の方針が与党の中で決まったりしているわけではない。
- ・ 現時点では、徹底的に突合を行うという状況に変わりない。先々どうするかということについて、政治的なコミットメントなので費用の問題ではない、国民の信頼を獲得するという意味で数字に換算できない大変な便益があるとの強い意見がある一方で、費用・便益を考えながらやり方を工夫して対応していくべきとの意見もあり、両論が議論されている最中であることを御承知いただきたい。

○ 続いて、日本年金機構から、国民年金等のサンプル調査結果及び突合せ事業の進捗状況等について、資料に基づき、説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 本人への記録訂正通知に対する回答件数が少ない理由は何かとの質問に対して、集計直前に通知を発送したため、発送件数に比べて回答件数が低くなっているものであり、サンプル調査の対象では7割強が回答し、残りの3割については現在督促中であるとの回答があった。
- ・ 突合せを行っても未統合記録がなかなか結びつかない状況であるが、今後の解明に向けた手立てはあるのかとの質問に対して、突合せ事業を含め、考え得る作業は行ってきており、これ以外の方法としては、ねんきんネットで検索できる仕組みを導入して、本人からのアプローチを活用して解明することを考えているとの回答があった。
- ・ サンプル調査結果を踏まえ、突合せ業務の全体工程、今後の見通しや突合せ対象を絞った場合の費用総額についての試算等は示せないのかとの質問に対して、現状としては4年間で全件突合せを行うという工程で進んでおり、今年度はこの工程に沿って実施している。また、今後の見通し等については、サンプル調査結果を踏まえ検討中であるが、政治的な判断もあり、現時点でお答えするのは難しいとの回答があった。
- ・ 厚生年金・国民年金の突合せと未統合記録の突合せで1件当たりに要する単価が違う理由は何かとの質問に対して、突合せの作業時間の違いであるとの回答があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)